

平成30年度 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付のご案内

新たに保育士として保育所へ勤務する方や産休・育休から保育所に復帰する方へ、**お子さまの保育料の貸付**を行います。

貸付後、**継続して2年間保育所等で勤務された場合は、返還を免除**します。



島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島根県登録第5087号

対象者

以下の①又は②を満たす保育士の方が対象です。

※ いずれも週20時間以上の勤務が必要です。

- ① 県内の保育所等に新たに勤務する方
- ② 産休、育休から保育所等へ復帰する方

貸付金額

保育料の半額(月額27,000円以内)
最大1年間貸付、無利子

ポイント

保育士として2年間引き続き勤務された場合は**貸付金の全額を免除**します。

募集期間

平成30年6月1日～平成31年2月28日(必着)

※期間内に郵送にてご提出ください。

なお、応募状況によっては早めに募集を締め切る場合があります。

よくある質問

Q: 就職準備金や子どもの預かりサービスの貸付など、他の貸付とあわせて貸付を受けることは可能ですか？

A: 他の貸付事業との併給は可能です。
それぞれの募集要項によりお申し込みください。

Q: 保育園までの交通費など、保育料以外の費用は対象になりますか？

A: 貸付の対象となるのは保育料のみです。
交通費などは対象にはなりません。

応募方法・提出書類

以下の必要書類をご準備の上、勤務先の保育所等を経由して提出先までご提出ください。

- ①送付文書(様式第9号)
※ 勤務先の保育所にて記入
- ②貸付借入申込書(様式第8号)
- ③保育士登録証の写し
- ④週20時間以上の勤務を確認できる書類
※ 雇用契約書の写しなど
- ⑤保育料の金額が確認できる書類
※ 保育料決定通知書の写しなど
- ⑥借入申込者の住民票の写し
- ⑦産休・育休からの復帰を確認できる書類(様式第10号)
※ 復帰の場合のみ提出

貸付予定人数

30名程度

Q: 9月に保育料が変わる可能性があります、現時点では未定です。申請書にはどのように記載すればよいのでしょうか？

A: 現時点の保育料に基づいて申請してください。
貸付決定後、保育料が変更となった場合は、すみやかにお知らせください。

Q: 貸付金の交付はどのように行われるのですか？

A: 年2回に分けて支給する予定です。
9月の保育料変更月にかかる場合は、決定通知確認後に送金します。

☞ 申請様式や要件の詳細については、募集要項をご覧ください(ホームページに掲載)。

お問合せ・申請書提出先

島根県社会福祉協議会 生活支援部 福祉資金係
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5F
TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798

申請書・募集要項掲載ページ <https://www.fukushi-shimane.or.jp/>

島根県社会福祉協議会

検索